

この書面をよくお読みください。

特定商取引法に基づく概要書

1. 事業者の氏名（法人名または個人名）、住所、電話番号、法人にあっては担当者の氏名
合同会社金沢美術学院
石川県金沢市有松5丁目8-26
電話 076-259-0785
代表社員 北本真隆

2. 役務の内容

- ・役務の種類 民間学童保育
- ・役務提供の形態又は方法 一斉指導
- ・役務を提供する時間等

コース	時間
土日コース	土曜日 9:00 - 17:00 日曜日 9:00 - 17:00
土曜コース	土曜日 9:00 - 17:00
日曜コース	日曜日 9:00 - 17:00
土曜（半日）コース	土曜日 9:00 - 13:00 又は 13:00 - 17:00
日曜（半日）コース	日曜日 9:00 - 13:00 又は 13:00 - 17:00
スポット利用	利用日の9:00 - 17:00

3. 1日の流れ

	土日コース 土曜、日曜コース	半日コース (前半)	半日コース (後半)
9：00	入室	入室	
9：30	学習	学習	
10：30	絵画造形教室	絵画造形教室	
12：00	昼食	退室	
13：00	自由制作		入室、絵画造形教室
14：30	自由制作		自由
16：00	おやつ		退室
16：30	帰宅準備		
17：00	退室		

4. 役務の対価（権利の販売価格）そのほか支払わなければならない金銭の概算額

- ・入所金

*はじめて当施設に入所される方は、申し込み時に、利用料とは別に【入所金】を申し受けます。
初回の学費納入時にあわせて納入してください。*諸事情で退会後、同年度中に再入所される場合、入所金は半額（年度が異なる場合は全額必要）。

コース	入学金
小学1年生～3年生	税込22,000円
小学4年生～6年生	税込11,000円

- ・施設利用料

コース	
土・日コース	税込35.200円／月

土曜 コース	税込16,800円／月
日曜 コース	税込24,500円／月
土曜（半日）コース	税込10,500円／月
日曜（半日）コース	税込15,300円／月
スポット利用（全日）	税込8,600円／日
スポット利用（半日）	税込5,600円／半日（4時間）

・月額利用料以外の経費

画材材料費：税込1,500円

光熱費：500円（夏冬以外の季節も積立）

その他：美術館や工芸体験などの入場料や体験利用料は都度別途

・延長料金

税込1,100円／1時間につき

5. 金銭の支払時期、方法

月額利用料、入所金等の納入は口座振替（北國銀行口座をお持ちの場合に限り）、もしくは「支払い」のページからクレジットカード等によるサブスクリプション登録のみとさせて頂きます。ただし、美術館等への遠足などにかかる入場料や工芸体験などの体験料は、窓口で現金もしくはクレジットカード等にての送迎時に精算をお願いします。

また、スポット利用は「支払い」のページからクレジットカード等による支払いのみとさせて頂きます。事前にお支払いをお願いします。延長料金等は送迎時に窓口にて清算致します。

6. 役務の提供期間

契約期間は就学児童期間とし、双方から所定の申し出がない限り小学校卒業時まで自動継続とします。なお、更新時には、更新料等は請求しないものとします。

また、契約内容・コース・期間に変更が生じた場合には、両者合意の確認のため、新たな申込書を作成し、本契約はその時点での破棄されるものとします。

他の生徒に迷惑をかける、物を壊す、大声を出すなど、教室の適切な運営の面から通学していくことが難しいと合理的に判断できる場合、大変遺憾ながら退会処分とさせていただく場合がございます。

7. クーリング・オフに関する事項

- ① 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除（クーリング・オフ）することができます。
- ② 入所申込・契約者は、当施設が特定商取引法(以下「法」といいます。)第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当塾が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当施設が交付した法第48条第1項の書面を入所申込・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入所申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。
- ③ ①に記す契約の解除は、入所申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ④ ①及び②に記す契約の解除があった場合、当所が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入所申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ⑤ ④に記す契約の解除は、入所申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ⑥ ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入所申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

8. 中途解約に関する事項

- ① クーリング・オフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除（中途解約）することができます。
原則お申し出いただければ、翌週以降退会扱いとさせていただきます。
その際、前受金をいただいている場合は全額返還するものとします。
次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。
 - A. 契約の解除が役務提供開始前である場合 1万1千円
 - B. 契約の解除が役務提供開始後である場合 (aとbの合計額)

- a 提供された特定継続的役務の対価に相当する額
 - b 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額
2万円または1ヶ月分の施設利用料に相当する額のいずれか低い額
- ②①の役務の対価の単価は（週・回数）をもって計算するものとします。
- ③①に記す契約の解除があった場合、当塾が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入所申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ④③に記す契約の解約時に、入所申込・契約者が当施設に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当所は入所申込・契約者に当該金額を返還するものとします。
- ⑤当施設の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- ⑥返還金のある場合は、入所申込・契約者の指定する方法で速やかに甲に返還するものとします。

9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

10. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

11. 特約があるときは、その内容

譲渡禁止特約があります。入所・申込契約者が役務の提供を受ける権利について、他人に譲渡することはできません。

個人情報のお取り扱いにつきましては、別紙「入所約款」裏面をご覧ください。